

今回のテーマ「実施状況報告書作成要領」について

外国人技能実習機構HPの「お知らせ」（2022.03.16）に、実施状況報告書の作成と提出についてが掲載されました。**実施状況報告書作成要領**には、よくある間違いや提出前チェックシートなどありますので、確認ください。

「記載例」も掲載されています。⇒ <https://www.otit.go.jp/>

<h3>実施状況報告書 作成要領</h3>	<ul style="list-style-type: none">●提出期間 報告対象期間の翌年度の 4月1日～5月31日●提出場所 地方事務所・支所認定課
---------------------------	--

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条及び同法施行規則第23条により、実習実施者は技能実習を行わせた場合には、直近の技能実習事業年度の状況を翌年度の4月1日～5月31日までの間に、外国人技能実習機構地方事務所・支所認定課に省令様式第10号「実施状況報告書」を提出することにより報告を行わなければなりません。

実施状況報告書の作成や提出にあたって

- 複数の監理団体から実習監理を受けている場合は、各監理団体ごとに当該監理団体が実習監理を行う技能実習生について作成してください。監理団体は報告書の作成から提出まで適切に指導を行ってください。
- 報告対象期間中に監理団体を変更した場合（報告書作成期間に監理団体を変更した場合を含む。）は、報告書作成時に実習監理を受けている監理団体の指導に基づき作成してください。例えば10月に監理団体を変更した場合、4月～9月分も含めて新たな監理団体の指導に基づき作成を行うこととなります。
- 複数の事業所で技能実習生の受入れを行っている場合は、複数の事業所分をまとめてひとつの報告書として作成・提出を行ってください。
- 実習実施者が倒産・廃業しており、報告書の作成・提出ができない場合は提出は不要です。また、報告対象期間中に技能実習生の受入れを行っていない場合も提出は不要です。
- 技能実習生が技能実習を終了し、在留資格を「特定活動」等に変更した場合は、変更後の活動は報告の対象外となりますので、技能実習生としての実績のみを対象として記載してください。